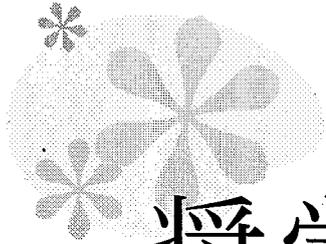


必 読

紛失しないよう大切に保管してください。



奨学生のしおり

《R〇大学等入学一時金》



福島県教育委員会

奨学生のみなさんへ

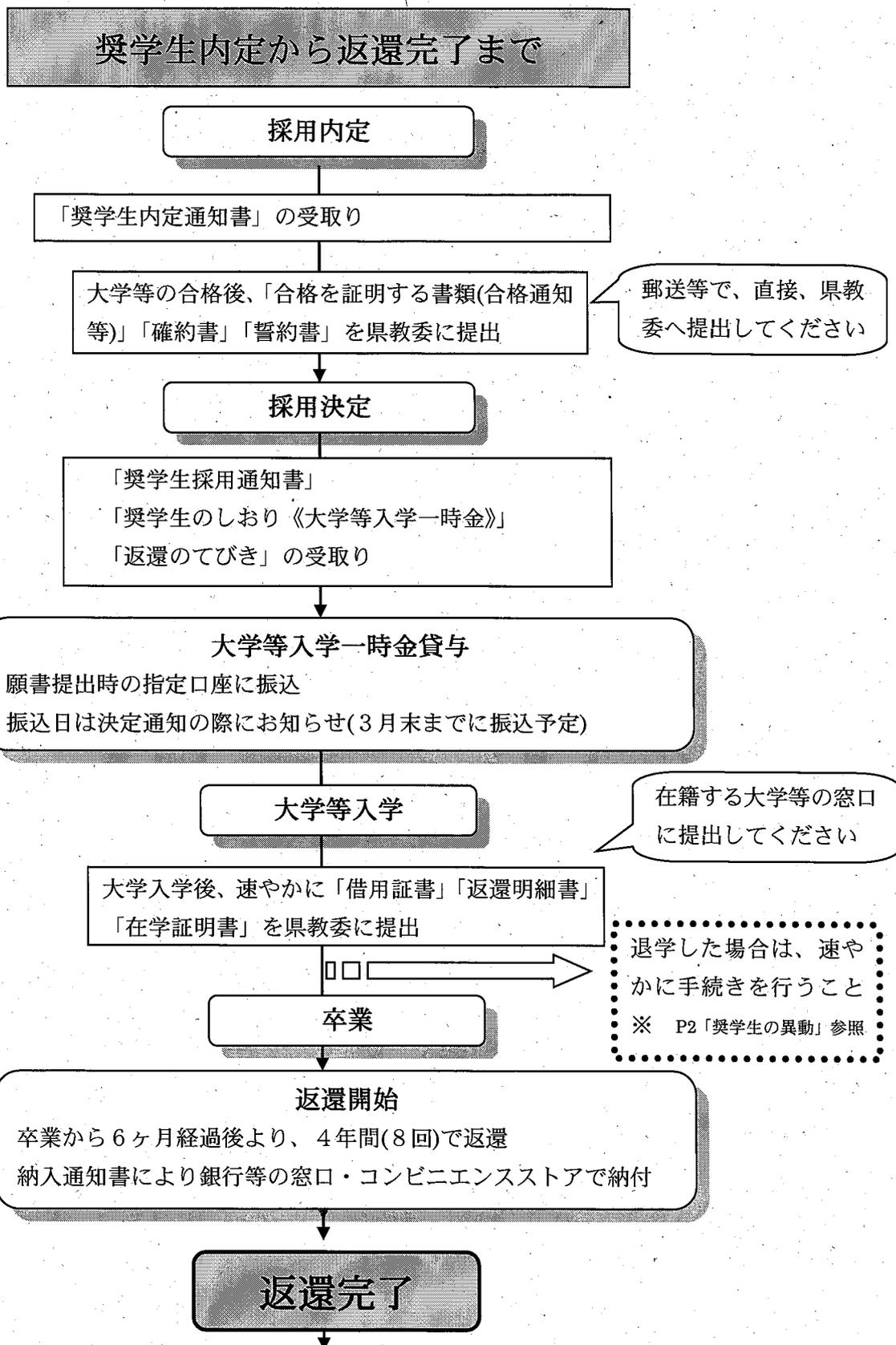
- ◇ この「奨学生のしおり」は、福島県教育委員会（以下「県教委」という。）の奨学資金の貸与を受ける人に読んでいただくため作成したものです。
- ◇ 奨学生内定から返還完了までの諸手続きや注意などが記載されていますので、全体を通してよく読んで内容を理解してください。
- ◇ この奨学資金の財源は、福島県の公金のほか、卒業した奨学生からの返還金により、まかなわれることとなります。
- ◇ 貸与を受けた奨学資金は、みなさんが必ず返還することによって、新たな奨学生に引き継がれてゆくものです。そのため、返還しなければならないことについても在学中から、その責任を自覚しておくことが大切です。
- ◇ 進学後は、入学したときの初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることなく学業に励んでください。
- ◇ 県教委は、みなさんが進学により教養を深め、卒業して将来社会に貢献できることを期待します。

* 県教委へ諸手続のための文書を送付する際は、以下のラベルを切り取り、封筒に貼ってご使用ください。

【書類送付先】

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「奨学資金大学等入学一時金担当」行	〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「奨学資金大学等入学一時金担当」行

大学等入学一時金版



入学一時金奨学生の入学後の手続きは、すべて在学する大学等を通して行います。

- ※ 入学一時金と月額貸与の両方に該当する奨学生は、転居や退学等の届出を一度の手続きで行うことができます。
- ※ 入学一時金奨学生の内定後から大学入学までの間や、大学等卒業後の手続きは、奨学生本人と県教委との間で直接行います。



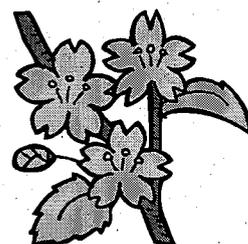
目 次

1. 奨学生採用通知書及び大学等入学一時金の貸与について	1
2. 奨学生の異動	2
3. 借用証書と返還明細書	3
4. 奨学資金の返還	4

〈資料編〉

※ 様式はコピーをして使用のこと

・改氏名・転居・勤務先（変更）届	様式第1
・居住証明書	参考様式
・福島県奨学生転学届	様式第4
・福島県奨学生退学届	様式第5
・連帯保証人・保証人変更届	様式第8
・福島県奨学生死亡届	様式第9
・福島県奨学資金返還猶予願	様式第10
・福島県奨学資金返還猶予願（記入例）	
・福島県奨学資金返還免除願	様式第11-1
・奨学資金借用証書	様式第4号
・奨学資金返還明細書	様式第5号
・福島県奨学資金貸与条例	
・福島県奨学資金貸与条例施行規則	



1. 奨学生採用通知書及び大学等入学一時金の貸与について

「奨学生採用通知書」は、あなたの福島県奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について、誤りがないか確認し、誤りがあった場合は県教委に申し出てください。奨学生採用通知書に記載されている決定番号は大切な番号です。

※ ○大第2000号と表記されています。

1) 決定番号について

決定番号は、奨学資金の貸与期間中はもちろん返還完了まで、あなたが県教委への問い合わせに使う大切な番号です。あなたが県教委へ届出等をする場合に、決定番号の記入漏れや記入の間違があると、手続きに支障が生じることになります。

なお、決定番号は、奨学資金の種類により固有の番号となります。これまで福島県奨学資金の貸与を受けていた場合や、これから月額奨学資金の貸与を受ける場合は、一人の奨学生が2つ以上の決定番号を持つこととなります。

2) 大学等入学一時金貸与について

大学等の合格後、合格通知書等合格を証明する書類の写しと「確約書」「誓約書」を県教委に提出します。

内容を確認の上採用を決定し、大学等の入学前に本人指定の口座に振り込みます。振込日は決定通知の際にお知らせします。

3) 貸与金額について

貸与金額は50万円です。金額の指定はできません。

4) 奨学金の重複受給について

大学等入学一時金は、他の団体や自治体等の同種の奨学金(入学のために一時的に必要なとする目的で受給する奨学金を指します。入学後、修学のために継続して受給する奨学金は含みません。)と重複して受給することはできません。

重複受給の場合、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消すこととなります。

なお、給付型で返還の義務を負わない奨学金については重複して受給できます。

2. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格に何らかの変動があったことをいいます。異動が予定されているとき、または異動があったときは、直ちに手続きをしてください。

異動の主なものには、次のものがあります。それぞれの事由ごと巻末に様式がありますので、コピーをして使用してください。



入学一時金奨学生の入学後の手続きは、すべて在学する大学等を通して行います。
※ 転居や退学等にもなう届出を行う場合は、入学一時金と月額貸与の両方に該当する奨学生でも、一度の手続きで、一時金と月額貸与の両方についてすませることができます。
※ 入学一時金奨学生の内定後から大学入学までの間や、大学等卒業後の手続きは、奨学生本人と県教委との間で直接行います。

1) 改氏名・転居・勤務先(変更)について

あなたや保証人が、住所変更をしたときは、「改氏名・転居・勤務先(変更)届」(様式第1)と添付書類(※)を提出してください。

大学等への入学後に福島県奨学資金の月額貸与も受ける奨学生の場合、異動の手続きは重複して行う必要はありません。(ただし、1枚の届出用紙に一時金と月額貸与の両方の決定番号を記入してください。)

大学等への在学中は在学する大学等を通じて県教委へ提出してください。

同様に、あなたや保証人が改氏名したときは、「改氏名・転居・勤務先(変更)届」(様式第1)と、添付書類(※)を提出してください。本籍地にも変更がある場合は、「改氏名・転居・勤務先(変更)届」(様式第1)に本籍地の変更も記入してください。

※添付書類

①住所変更の場合

(住民票上の住所変更を伴う場合)

- ・住民票抄本・運転免許証の写し等

(住民票上の住所変更を伴わない場合)

- ・居住証明書(資料編の中に参考様式あり)

②改氏名の場合

- ・本籍地記載の住民票抄本

③本籍地変更の場合

- ・本籍地記載の住民票抄本

2) 連帯保証人の変更について

連帯保証人を変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更届」(様式第8)と新しく連帯保証人になる方の住民票抄本(本籍地記載のもの)を添付し、提出することとなります。

3) 編入学について

在学の中で編入学する場合は、「福島県奨学生転学届」(様式第4)を提出します。転出・転入する各々の大学等の証明の上、転入する大学等より転学届が県教委まで届けられ、手続きが完了となります。

4) 退学について

在学の中で自己都合又は大学等の処分によって学生の身分を失うことを退学といいます。

退学した場合、事前に提出している「返還明細書」の返還期間は変更となり、退学した月の翌月から数えて6ヶ月経過後に返還が始まります。

退学する前に、県教委まで連絡するとともに、「福島県奨学生退学届」(様式第5)を在学する大学等に速やかに提出してください。

3. 借用証書と返還明細書

大学等入学一時金の貸与後は、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」を必ず提出してください。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、借用金額、割賦金額等大切な返還条件が記載されています。提出に際して、これらの事項を確認してください。

1) 「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出について

大学等に入学後、「在学証明書」とともに提出していただくことになります。期日までに提出してください。

なお、大学等進学後に退学した場合は、「奨学資金返還明細書」に記載した返還期間にかかわらず、返還期間は変更になりますので、あらかじめ御了承願います。

退学した場合、退学した月の翌月から数えて6ヶ月経過後に返還が始まります。

2) 連帯保証人・保証人について

「福島県奨学生願書」で署名した連帯保証人・保証人と同じ人にしてください。

もし、どうしても同じ人を連帯保証人・保証人とすることができない事情があるときは、「連帯保証人・保証人変更届」(様式第8)と添付書類(本籍地記載の住民票)を提出してください。

保証人は連帯保証人と別生計を営む成年者で、独立の生計を営み、奨学金の返還の責任をもてる資力のある方にしてください。

保証人には、あなたや連帯保証人の所在が不明な場合に照会することがあります。

また、あなたや連帯保証人が返還できない事情が生じたときに代わって返還する義務があります。

なお、必ず保証人本人の承諾を得たうえで、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」に保証人の署名・押印をお願いしてください。

4. 奨学資金の返還

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。みなさんからの返還金は、後輩の奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

自覚を持って必ず返還してください。

1) 奨学金の返還方法について

奨学金の返還は、大学等の所定の修学年数で卒業することを前提として、卒業月の翌月から数えて6ヶ月経過後に始まり、4年間(計8回)で返還することとなります。

返還金額は、半年賦で初回66,000円、2～8回目は62,000円ずつです。

納付方法は、県教委から送付される「納入通知書」により、県の指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口(ゆうちょ銀行以外)または、コンビニエンスストアに持参して納付していただきます。

※県内の金融機関では手数料はかかりませんが、県外の金融機関は手数料がかかる場合があります。

納期限は例年、6月末と12月末となっています。(金融機関の営業日により変更あり)

納期限後に納付した場合は延滞利息が課せられます。納期限を待たずに余裕を持って納付することを心がけてください。

なお、返還期間中に返還残額すべてを一括で返還することもできますので、その際は県教委までご連絡下さい。

2) 返還金の滞納について

奨学金の返還を怠ったときは、滞納した金額に延滞利息(年10%)が課せられます。

延滞利息も納付書による納付となるため、金銭的な負担はもとより銀行に行く手間も余計にかかることとなります。

またさらに返還が滞った場合、連帯保証人や保証人へ請求することになるだけでなく、場合によっては期限の利益を剥奪し(※)、裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。

自覚を持って返還に努めてください。

※「期限の利益を剥奪し」とは、返還期日が未到来(まだ返還期日が来ていないもの)を含めて一括して返還を請求することです。

3) 返還の猶予について

卒業後、上級学校等に進学、又は災害、疾病等で、奨学資金の返還が困難な場合は、返還を猶予する(一時返還を止め、納付を先に延ばす)こともできますので、事由の発生後、速やかに「福島県奨学資金返還猶予願(様式第10)」を別表の証明書類とともに納期限までに提出してください。

※ 納期限が過ぎた場合は受付できません。

返還猶予開始期間については、「返還計画表」に基づき記入してください。

《事由別猶予期間表》

事 由	添付証明書	証明書発行者	猶 予 期 間	
上級学校に進学したとき	在学証明書	在学学校長	在学期間(1年毎に在学証明書を提出)	
上級学校以外の在学	在学証明書	在学学校長	1年毎に申請する。※1	
災害	り災証明書	市町村長・消防署長	その事実が継続している期間(1年毎に申請する) ※1	
疾病	診断書等	医師		
生活保護受給者	生活保護受給証明書等	民生委員 福祉事務所長		
入学(受験)準備	その事実を明らかにする証明書	予備校長 出身学校長等	通 算 3 年 が 限 度	1年毎に申請する。 ※1
失業中	雇用保険受給資格者証の写し等	職業安定所長		半年毎に申請する。
求職中	ハローワーク受付票の写し等	職業安定所長		1回の出産につき半年 限度。
出産	母子健康手帳の写し等 ※2	市町村長		半年毎に申請する。
その他やむを得ない事由があるとき	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者		

※1 申請の時期により半年となります。

※2 「出生届出済証明」の見開きページの写し(子の氏名の記載、市区町村長印の押印があるもの)

4) 返還の免除について

奨学生及び奨学生であった者が死亡・心身障がいのため返還が困難になった場合は、願出により、返還残額の全部又は一部の返還が免除されることがありますので、県教育委員会へご連絡ください。

〈資料編〉

様式第1

改氏名・転居・勤務先（変更）届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

下記のとおり異動（改氏名、転居、勤務先変更）が生じたので、届け出ます。

記

1 変更した者（いずれかを○で囲む）

本人 ・ 連帯保証人 ・ 保証人

2 旧 姓

3 新本籍

4 新住所

〒 ー

自宅電話番号

携帯電話番号

5 勤務先

名 称

所 在 地

電話番号

注) 連帯保証人、保証人の転居等の場合もこの様式を用いること。

※ 寮生は学校作成の在寮証明書で可

(注) 実際の住所が住民票と異なる場合のみ提出

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地 (〒・建物名・部屋番号も記入してください。)

3 居住の期間

年 月 日から現在 (年 月) まで

年 月 日

証明者 (住居の所有者又は貸主)

住所

氏名

印

福島県奨学生転学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

年 月から下記のとおり転学しましたので、届け出ます。
記

奨学資金は 年 月分まで交付を受けました。

1 転 出 学（校） 科 第 学年から

2 転 入 学（校） 科 第 学年へ

3 事 由

4 卒業予定年月 年 月

（甲）転出学校の証明

上記のとおり転学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

（乙）転入学校の証明

上記のとおり本校に転学を許可しましたので、引き続き奨学資金の貸与をお願いします。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学生退学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）
氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 退 学 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり退学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学 校 名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

電話番号 （ ）

下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

- 1 変更する者（いずれかを○で囲む） 連帯保証人 ・ 保証人
- 2 変更する理由（詳細に）

- 3 新しく連帯保証人もしくは保証人になる者

（フリガナ）

（1）氏 名（自署）

（2）生年月日

（3）本人との関係

（4）本 籍

（5）現住所 〒

電話番号 （ ）

（6）勤務先（無職の時は前職を外書する）

（7）年 収（税込）

- 4 旧連帯保証人もしくは旧保証人氏名

福島県奨学生死亡届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)
氏 名 (自署)

住 所 〒

電話番号 ()

奨学生との関係 ()

次のとおり奨学生が死亡したため、戸籍抄本（除籍）を添えて届け出ます。

1 死亡者

決定番号 (大・高・特例 第 号)

(フリガナ)
氏 名

学 校 名

学年 (年度卒業)

2 死亡年月日 年 月 日

福島県奨学資金返還猶予願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
出身学校名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名（自署）

住 所 〒

自宅電話番号 ()

携帯電話番号 ()

下記のとおり奨学資金の返還猶予を希望しますので、別紙証明書類を添えて願い出ます。

記

1 希望の返還猶予期間

年 月から 年 月まで

2 事 由（詳細に）

（出身学校における最終奨学資金受領 年 月分）

記入例

様式はコピーして
使用して下さい

福島県奨学資金返還猶予願

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	〇〇 大 高・特例 第〇〇〇〇 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	福島 太郎
出身学校名	〇〇 高校

※基本は本人が記入

記入者 **本人** 連帯保証人・保証人)

(フリガナ)

フクシマ タロウ

氏 名 (自署) 福島 太郎

住 所 〒100-0000

東京都〇〇区〇〇町〇-〇

携帯番号で可

電話番号 090 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実際に住んでいる住所を記入します。住所変更の手続きをしていない場合は、転居届と添付書類も一緒に提出します。(本しおりP2参照)

下記のとおり奨学資金の返還猶予していただきたいので別紙証明書類を添えてお願いいたします。

学生の場合は
「在学証明書」

記

1 希望の返還猶予期間

修業期間まで

令和 〇〇 年 10 月から 令和 〇〇 年 3 月まで

2 事 由 (詳細に)

大学院に在学の為

大学院等に進学し、在学する期間、返還猶予を希望する場合、大学等卒業の月の翌月から6ヶ月後の月を記入

(出身学校における最終奨学資金受領 令和 〇〇 年 〇〇 月分)

大学等入学一時金は記入しない

※ 本人が心身の故障その他の理由により記入できないときは、連帯保証人又は保証人が記入すること。

福島県奨学資金返還免除願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)

願出人氏名(自署)

住所〒

電話番号 ()

本人との続柄 ()

(フリガナ)

連帯保証人氏名(自署)

住所〒

(フリガナ)

保証人氏名(自署)

住所〒

下記のとおり奨学資金の返還免除を希望しますので、別紙証明書を添えて願い出ます。

記

- 1 借用者氏名 (決定番号 大・高・特例 第 号)
- 2 借用金額 円
- 3 返還済の金額 円
- 4 返還未済の金額 円
- 5 免除を希望する金額 円
- 6 免除願出の事由
- 7 病名等

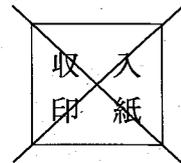
注) 添付書類

- (1) 死亡によるとき：本人の死亡を証する戸籍抄本又は個人事項証明書
心身障がいによるとき：その事実及び程度を証する書類（医師の診断書、身体障害者手帳等）
- (2) 返還不能の事情を記する書類（家庭状況書）
（家庭状況書……返還不能の事情、家庭の構成、資産状況、収入状況等を詳記すること。）
- (3) 連帯保証人及び保証人の所得証明書

※ 原簿 対照者印	※ 学校原簿 対照者印

奨学資金借用証書

福島県教育委員会教育長



※租税特別措置法第91条の3第2項の規定適用により印紙税は非課税

年 月 日

現住所
本人
氏 名

㊟

私は、福島県奨学生として、奨学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。この金額は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定に従い、裏面の奨学資金返還明細書に記載のとおり滞りなく返還することを誓約します。

借用金額 金 _____ 円

私は、上記の借用金額に関する本人の債務につき、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定に従い、その履行の責めに任じます。

年 月 日

連帯保証人

㊟

保 証 人

㊟

記載上の注意

- 1 「※」印の欄は、記入しないでください。
- 2 返還金額は、アラビア数字で誤りのないように記入してください。

奨学資金返還明細書

決定番号	大・高 第 号		学 校 名	
ふりがな 氏 名	-----		返 還 金 総 額	円
生年月日	年 月 日		返 還 内 訳	半年賦額 (初回 期 間 年 月から 年 月まで
本 籍				
現住所	電話番号 ()		貸 与 内 訳	月 額 期 間 年 月から 年 月まで
就 職 先 又 は 志 望 校 (決定・内定・希望・未定)		名 称		
		所在地	電話番号 ()	
連 帯 保 証 人	ふりがな	-----	本 籍	
	氏 名			
	生年月日		現住所	電話番号 ()
	本人との 続 柄		職 業	
	年間収入 (税込)	千円	勤務先の 名称及び 所 在 地	
保 証 人	ふりがな	-----	本 籍	
	氏 名			
	生年月日		現住所	電話番号 ()
	本人との 続 柄		職 業	
	年間収入 (税込)	千円	勤務先の 名称及び 所 在 地	

福島県奨学資金貸与条例

昭和27年6月19日 福島県条例第58号

最終改正

平成25年3月26日 福島県条例第44号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、福島県出身の者であつて、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。

(貸与を受ける者の資格)

第二条 奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

- 一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。
- 二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。
 - ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

ウ 大学（大学院を除く。以下同じ。）に入学しようとする者又は在学する者 その者が県内に所在する高等学校を卒業し、若しくは高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験若しくは同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格し（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）、かつ、大学に入学するまで若しくは大学に入学する目的をもつて住所を移転するまで県内に引き続き六月以上住所を有していたこと又はその者が県外に所在する高等学校を卒業し、かつ、卒業の日の属する月にこの条例に基づく奨学資金を受けていたこと。

エ その他教育委員会が定める者 教育委員会が特に認める事情にあること。

- 三 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

(奨学資金の種類及び額)

第三条 奨学資金の種類は、月額貸与及び入学一時貸与とする。

- 2 奨学資金の額は、月額貸与にあつては次の表の上欄に掲げる学校等に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額以内と、入学一時貸与にあつては高等専門学校又は大学に入学しよう

とする者について五十万円以内とし、本人の希望、家庭の事情等を参酌して決定する。

(貸与の期間)

第四条 月額貸与に係る奨学資金を貸与する期間は、月額貸与に係る奨学資金の貸与を受ける者の在学する学校の正規の修業期間とする。

(保証人)

第五条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会が定めるところにより、保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学資金の貸与を受けようとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とすることができる。

- 2 前項の保証人のうち一人（前項ただし書の規定により保証人の人数を一人とした場合にあつては、保証人）は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の決定)

第六条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会がこれを決定し、規則で定める方法により本人に通知する。

(奨学資金の交付)

第七条 月額貸与に係る奨学資金は、毎月本人に交付する。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

- 2 入学一時貸与に係る奨学資金は、一括して本人に交付する。

(奨学資金の休止)

第八条 月額貸与に係る奨学生が休学したときは、この期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止又は廃止)

第九条 奨学生が次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第五号又は第六号）に該当すると認められるときは、奨学資金を停止又は廃止する。

- 一 傷病などのために成業の見込みがないとき。
- 二 学業成績又は操行が不良となつたとき。
- 三 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- 四 第二条第二号ア又はイに該当する者が県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に転学し、かつ、当該者及びその者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に住所を有しなくなつたとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の返還)

第十条 奨学生は、卒業の月の六月後から二十年以内で教育委員会の定める期間内に、教育委員会が定める方法により、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができる。

- 2 奨学生が前項の規定により奨学資金を返還する場合以外の場合で次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第一号を除く。）に該当したときは、その月の六月後から

前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

- 一 貸与期間の満了
- 二 退学
- 三 奨学資金の辞退
- 四 奨学資金の廃止

3 奨学資金は、無利息とする。

(借用証書)

第十一条 奨学生が卒業し、又は前条第二項各号の一に該当したときは、保証人と連署して、教育委員会が定めるところにより、奨学資金借用証書を提出しなければならない。

(返還猶予)

第十二条 奨学生であつた者が更に上級学校に進学したときは、その在学期間奨学資金の返還を猶予する。

2 災害、疾病その他正当の事由のために奨学資金の返還が困難と認められるときは、願出によつて相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなつたときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第十四条 奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、^{しゅん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第十五条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県奨学資金貸与条例第三条、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、この条例の施行の日以後新たに奨学資金の貸与を受ける者について適用し、同日前において改正前の福島県奨学資金貸与条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第二条第二号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「はかり」を「図り」に改める部分に限る。）及び第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

区 分		月 額	
高等学校	国立及び公立の高等学校	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
専修学校の高等課程	国立及び公立の専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の専修学校の高等課程	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
高等専門学校		18,000円	
大 学	国立及び公立の大学	35,000円	
	私立の大学	40,000円	
備考			
一 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。			
二 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。			

福島県奨学資金貸与条例施行規則

昭和42年4月1日 教育委員会規則第8号
最終改正 令和3年3月30日 教育委員会規則第15号

(貸与の申請手続)

第一条 福島県奨学資金貸与条例(昭和二十七年福島県条例第五十八号。以下「条例」という。)の規定により奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奨学生願書(第一号様式)に当該申請者が現に在学する学校の長(現に学校に在学していない申請者にあつては、直近の卒業又は修了に係る学校の長。以下「在学等学校長」という。)の発行する奨学生推薦調書(第二号様式)及び教育長が別に定める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、申請者のうち条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者にあつては、奨学生推薦調書を申請書に添付することを要しない。

(保証人)

第二条 条例第五条第二項の規定により連帯して債務を負担する保証人は、県内に居住する成年者(奨学生(奨学資金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。)が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と教育長が認めた者)であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

2 条例第五条第一項本文の保証人のうち前項の保証人以外の保証人は、成年者であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考)

第三条 奨学生の選考は、教育長が第一条の規定により提出された書類を審査して行うものとする。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、当該書類の審査のほか、面接をあわせて行うことができる。

(奨学生の決定の通知)

第四条 条例第六条の規則で定める方法は、在学等学校長を経由した文書の本人への交付とする。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者の入学一時貸与の決定については、本人への交付とする。

(奨学資金の交付方法)

第五条 奨学資金は、奨学生が指定する本人名義の銀行口座への口座振替の方法によつて交付する。

(誓約書の提出)

第六条 奨学生として決定された者は、速やかに誓約書(第三号様式)を教育長に提出しなければならない。

(奨学資金の返還の期間及び方法)

第七条 条例第十条第一項に規定する教育委員会の定める期間は、別表の上欄に掲げる奨学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

2 条例第十条第一項に規定する教育委員会で定める方法は、半年賦の均等返還の方法とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(奨学資金借用証書の提出)

第八条 条例第十一条の規定による奨学資金借用証書の提出は、教育長が定める期間内での、既に貸与を受けた奨学資金に係る奨学資金借用証書(第四号様式)及び奨学資金返還明細書(第五号様式)の提出とする。

(返還の猶予の申請の手続)

第九条 条例第十二条第一項の規定により奨学資金の返還の債務の履行を猶予される者は、同項の規定に該当するに至つた日後速やかに当該規定に該当することを証するに足りる書類を教育長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定により奨学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項の規定に該当することを証するに足りる書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請の手続)

第十条 条例第十三条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存するとを証する書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学習状況等の報告)

第十一条 奨学生(入学一時貸与に係る者を除く。)は、学校等に在学する間は、毎年度一回教育長が別に定めるところにより、学習の状況等を報告しなければならない。

(届出)

第十二条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。この場合において、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保証人が当該奨学生に代わつて届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- 三 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 四 その他重要な変更があつたとき。

2 奨学生は、保証人を変更しようとするときは、その旨及びその理由を記載した書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、奨学生の遺族又は保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。

- 4 前三項の規定は、奨学資金を返還しなければならない者でまだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けている者について準用する。

(書類の経由)

第十三条 奨学生になろうとする者又は奨学生がこの規則の規定により教育長に提出する書類は、在学等学校長を経由して提出しなければならない。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者に係る奨学生願書及び入学一時貸与に係る誓約書の提出については、在学等学校長を経由することを要しない。

(委 任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考の手続きその他条例の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ別表（第7条関係）

れる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一号様式記載上の注意（5）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面は、それぞれ改正後の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面とみなす。

奨学資金の種類	貸与を受けた奨学資金の総額	期 間
月額貸与	400,000円以下	7年
	400,000円を超え600,000円以下	8年
	600,000円を超え800,000円以下	9年
	800,000円を超え1,000,000円以下	10年
	1,000,000円を超え1,200,000円以下	11年
	1,200,000円を超え1,400,000円以下	12年
	1,400,000円を超え1,600,000円以下	13年
	1,600,000円を超え1,800,000円以下	14年
	1,800,000円を超え2,000,000円以下	15年
	2,000,000円を超え2,200,000円以下	16年
	2,200,000円を超え2,400,000円以下	17年
	2,400,000円を超え2,600,000円以下	18年
	2,600,000円を超え2,800,000円以下	19年
2,800,000円を超えるもの	20年	
入学一時貸与	500,000円以下	4年

福島県教育庁 高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024(521)7775

FAX 024(521)7973

(20240601)